

第 520 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 7 年 7 月 4 日（金）午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室

3 出席状況

公益代表委員 井花委員、佐藤委員、竹川委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、岡本委員、杉田委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 酒井委員、豊嶋委員、中山委員、西澤委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、工藤労働基準部長、木村賃金室長、
西村室長補佐、富田賃金係員

4 議 題：

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について（諮問）
- (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条 5 項の適用について
- (4) その他

5 議事内容

○井花会長

ただいまより、第 520 回福井地方最低賃金審議会を開催します。
皆様には、お忙しい中、御出席を頂きましてありがとうございます。
本日は、2 名の傍聴者がおられますことを御報告します。
では、最初に事務局から、資料の確認と、定足数の確認をお願いします。

○西村室長補佐

お手元の配付資料について、説明します。
資料については、次第、委員名簿、資料目次の順に入れております。目次記載のとおり項番 20 までの資料です。
資料の各頁の下の左右に、「会議回数（第 520 回）ハイフン」で、通し頁を入れております。
続いて、定足数を報告します。
本日は、委員全員の方に御出席を頂いており、本審議会が有効に成立していることを御報告します。

○井花会長

今回、新たに使用者代表委員に、西澤弘純委員が就任されたことを御紹介します。
西澤委員、御挨拶を頂ければと存じます。

○西澤委員

福井県中小企業団体中央会専務理事の西澤です。よろしくお願いします。

○井花会長

ありがとうございました。

それでは、議題（１）「福井県最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局からお願いします。

○木村賃金室長

それでは、労働局長から審議会会長への諮問をさせていただきます。

諮問文を、石川労働局長が読み上げました後、井花会長にお渡しさせていただきます。

また、各委員の皆様には、諮問文の（写）を配付させていただきましたので、御確認ください。

それでは、井花会長、局長、会場中央にお進み願います。

（石川労働局長が井花会長に諮問文を手交）

○井花会長

石川労働局長から「福井県最低賃金の改正について」の諮問を頂きました。

今後、当審議会として改正に関する審議を行っていくことになりましたので、委員の皆様よろしくをお願いします。

それでは、石川労働局長から御挨拶を頂きたいと思います。

○石川労働局長

令和７年度の福井県最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきました。

諮問文につきましては、例年、政府方針に配意した調査審議をお願いしているところであり、本年度も、政府方針に配意した調査審議をお願いしたく存じます。

政府方針につきましては、資料－２頁にございます「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」の抜粋を添付させていただいております。「最低賃金の引上げ」に関する部分の抜粋です。

１段落目を御覧ください。

最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を５年間で集中的に実施する。

３段落目の「また書き」以下を御覧ください。

EU 指令においては、賃金の中央値の 60% や平均値の 50% が最低賃金設定に当たっての参照指標として加盟国に示されている。これらに比べて、我が国の最低賃金が低い水準となっていること及び政府として定めた「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」の施策パッケージも踏まえ、法定３要素のデータに基づき、中央最低賃金審議会において議論いただく。

４段落目の４行目の「その中で」以降を御覧ください。

各都道府県の地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための

特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする。

5段落目です。

地方最低賃金審議会において、これらの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境も踏まえ、法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

最後の段落です。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

という内容になっております。

委員の皆様におかれましては、今後、中央最低賃金審議会から示される目安額なども参考にさせていただきつつ、県内の実情・情勢を踏まえた総合的な観点から、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、夏本番となりますこの時期に、短期間での御審議をお願いすることとなり、大変御負担をお掛けいたしますが、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○井花会長

続きまして、議題(2)「福井県最低賃金専門部会の設置について」に入りたいと思います。

福井県最低賃金の改正に関する調査審議につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、「専門部会」に付託することになります。

この専門部会の設置につきまして、事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映について特段の配慮を必要とするため、関係労使を代表する委員からなる専門部会を必ず設置することとされています。

専門部会は、公労使各3名による合計9名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の経路を経た上で任命させていただくことになっております。

したがいまして、本日より福井県最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については7月18日(金)までの2週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっております。公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、本日の諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要がありますので、本日より7月25日(金)までの3週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

説明は、以上です。

○井花会長

それでは、今ほどの諮問及び専門部会の設置につきまして、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

〈質疑、意見、異議のないことを確認〉

○井花会長

それでは、専門部会設置の件につきましては、御了承いただいたものといたします。
続きまして、議題の（３）「最低賃金審議会令第６条第５項の適用について」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

最低賃金審議会令第６条第５項においては「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされています。

福井地方最低賃金審議会においては、例年「専門部会で全会一致の議決が行われた場合は」この規定を適用しております。すなわち、専門部会の結審が全会一致による結論が得られた場合は、専門部会の決議を本審の決議として取り扱うこととなるため、別途、本審による決議は行わないこととなります。

つきましては、本年度審議される最低賃金において、全会一致による議決がなされた場合には、例年どおり審議会令第６条第５項により取り扱うか、御審議をお願いします。

説明は、以上です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明について、皆様から何か御意見はありますでしょうか。
例年ですと、この「第６条第５項」を適用してまいりましたが、その取扱いでよろしいでしょうか。

〈質疑、意見、異議のないことを確認〉

○井花会長

それでは、本年度審議される地域別最低賃金、及び特定最低賃金の改正決定の必要性が認められた場合に、金額審議において設置される全ての特定最低賃金の専門部会の結審において、全会一致により議決した場合には、審議会令第６条第５項を適用することとし、専門部会の決議をもって、本審の決議とすることとします。

次に、議題（４）「その他」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

特定最低賃金の審議日程について、これまでに調整を終えました期間について、説明させていただきます。

資料 - 165 頁、「令和 7 年度 特定最低賃金 審議会日程」を御覧ください。

8 月 5 日（火）の第 522 回本審において、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る諮問を予定しております。

8 月 21 日（木）、8 月 26 日（火）又は 8 月 28 日（木）に開催を予定しております第 524 回本審において、地域別最低賃金の異議申出に対する異議審に引き続き、特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議を予定しております。

この回では、異議審を経て地域別最低賃金の改正額が明らかになるものと想定されます。改めて、特定最低賃金の改正決定に係る申出内容について御確認を頂き、改正される地域別最低賃金を上回る金額で改正することができるか御確認を頂きたいと思います。

なお、申出のあった労働協約のうち一つでも最低賃金の労使協定額が福井県最低賃金の答申額以下の場合、この金額を上回る改正はできないことから、改正決定の必要性がないと判断し、当該産業に係る検討小委員会は開催しないことを確認することとなります。

必要性の審議につきまして、検討小委員会の予定は、資料 - 166 頁の 3 を御覧ください。

検討小委員会は、9 月 9 日（火）と 9 月 16 日（火）に開催を予定したいと存じます。そして、検討小委員会で聴取した意見を、資料 - 165 頁に戻りますが、9 月 19 日（金）開催予定の第 525 回本審において、全員協議会を開催し、結審していただきたいと存じます。これら審議の実施に向け、日程の確保をよろしくお願いします。

次に、特定最低賃金改定の必要性が「有」となった業種の特定最低賃金の改正に関する調査審議につきましては、当該業種の特定最低賃金に係る専門部会に付託することになります。専門部会は、公労使各 3 名による合計 9 名の委員構成となり、労働者代表委員・使用者代表委員につきましては、推薦公示の手続を経た上で任命をさせていただきますことになっております。

したがいまして、9 月 19 日開催予定の第 525 回本審の答申結果を踏まえ、特定最低賃金専門部会の労働者代表委員・使用者代表委員の推薦公示を開始し、公示期間については、9 月 19 日（金）から 10 月 3 日（金）までの 2 週間を予定しております。

なお、公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を任命することになっております。公労使いずれの委員につきましても、本審の委員が専門部会委員を併任することが可能となっております。

また、第 525 回の審議会での諮問を受けて、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見をお聴きする必要があるしますので、9 月 19 日（金）から 10 月 10 日（金）までの 3 週間、金額改正に関する意見聴取の公示を実施する予定であることを申し添えます。

専門部会による審議は、10 月 10 日の意見聴取の締切日以降に実施することとなります。複数の業種の専門部会が設置される場合には、第 1 回専門部会を合同で開催するなどの工夫をしてまいりたいと思います。

金額審議は、1 業種当たり 2 回、2 日程度を想定し、10 月 14 日（火）から 10 月 23 日（木）までに開催する予定とし、10 月 24 日（金）までに第 525 回審議会を開催し、結審していただきたいと考えております。日程については別途調整させていただきますことと存じます。

なお、10 月 24 日（金）までに結審した場合、特定最低賃金の発効は 12 月 25 日（木）

となる見込みです。

特定最低賃金審議会の審議日程（案）の説明は、以上です。

○井花会長

事務局から説明がありました、特定最低賃金の審議日程（案）について、御意見はありませんでしょうか。

〈質疑、意見、異議のないことを確認〉

○井花会長

では、本年度の特定最低賃金の審議日程は、この案により進めることといたします。

○井花会長

次に、「その他」としまして、本日の配付資料について、事務局から説明がございました。

○木村賃金室長

最初に、これまでに福井地方最低賃金審議会会長宛てに要請書が届いておりますので、こちらを御紹介します。

資料 - 139 頁を御覧ください。

こちらは、日本労働組合総連合会福井県連合会からの要請です。

3 段落目の「しかし、」からの本文を一部読み上げさせていただきます。

しかし、最低賃金近傍で働く仲間の暮らしについては、地域別最低賃金は 2024 年度改定の結果「全国加重平均 1,055 円」に達したものの、当該水準では年間 2,000 時間働いても年収約 210 万円と、現下の物価上昇が大きな影響を及ぼす中でセーフティネットとして不十分な状況となっており、最低賃金を引上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保するためにも、労働の対価にふさわしいナショナルミニマム水準へと引き上げる必要があります。また、地域間の金額差も依然大きく、212 円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長していると考えられます。

特定（産業別）最低賃金については、その意義と目的に加えて、産業の活性化とさらなる発展のためにも当該産業労使のイニシアティブを発揮し、福井県内の基幹産業にふさわしい賃金水準に引き上げる必要があります。

連合福井は、誰もが将来に希望を持てる社会を実現するため「誰もが時給 1,000 円」の早期実現、そして、1,000 円達成後については、連合リビングウェイズなどの水準への到達をめざしています。福井地方最低賃金審議会の改正審議においては、地域における労働者の生計費および賃金を重視しつつ、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められています。福井労働局ならびに福井地方最低賃金審議会におかれましては、福井県の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金につきまして、実効性ある水準への改善を図るべく積極的な対応をお願いするとともに、下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

資料 - 140 頁を御覧ください。

1. 地域別最低賃金について

(1) 福井県最低賃金の改定

地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労基法第 1 条、最賃法第 1 条を踏まえ、中央最低賃金審議会における目安を尊重しつつ、県内における賃金実態、生活実態・生計費を重視する絶対額での適正な水準確保を目指すとともに、地域間格差の是正を進めるよう事務局として努力すること。

金額改定に当たっては、全ての労働者が生活できる賃金水準を確保するため、福井県内の一般労働者の賃金水準を踏まえセーフティネットとしての実効性の高い水準への引上げを目指し、福井県必要生計費として「1,140 円」を目指すこと。

(2) 10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。

答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。このような特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底すること。

その上で、公労使がその意義・目的を再認識し、今年度設置予定の特定最低賃金の決定等の必要性の有無について調査審議を行う「検討小委員会」や必要性審議も含め、当該産業労使のイニシアティブ発揮に向けた審議会運営がなされるよう指導徹底すること。

資料 - 141 頁以降を御覧ください。要請書の付属資料です。

5 月 30 日現在の 2025 年連合福井春季生活闘争情報によれば、加重平均では 5.75% の妥結状況であり、昨年対比で 0.57% 上昇となっています。規模別では 99 人以下が 3.78%、昨年対比で 0.49% 上昇となっています。

春闘の要求と妥結の推移について、資料 - 142 頁は単純平均、資料 - 143 頁は加重平均をグラフで現わしています。資料 - 143 頁の加重平均のグラフでは、1991 年以降の 35 年間で妥結額、妥結率ともに最も高くなっている旨の御指摘です。

資料 - 145 頁は、生計費の関係です。連合が試算するリビングウェイジ（成人単身）では、福井県は月 165 時間労働として時間額 1,140 円が必要と試算しています。

資料 - 146 頁は、地域別最低賃金との比較で福井県のリビングウェイジ 1,140 円に対して福井県最低賃金 984 円は 86.3% の割合であることを示しています。

資料 - 147 頁は、目安 B ランク、28 道府県での相対評価で、リビングウェイジ 1,140 円は B ランク中 10 番目に高いが、最低賃金額は 19 番目であることを示しています。

資料 - 148 頁は、平成 21 年以降の地域別最低賃金の全国加重平均額・引上げ率及び福井県の推移です。16 年間の福井県最低賃金の引上額及び引上率を見るに、東京都及び全国加重平均と比べ、額、率ともに低いことを示しています。

資料 - 153 頁を御覧ください。

こちらは、全労連東海北陸地方協議会からの要請です。

地域別最低賃金の改正決定に関する内容について抜粋し、読み上げます。

3 段落目です。

最高額の東京（1,163 円円）と最低額の県（951 円）との差は 212 円もあり、全国

展開している店舗で、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして月 3 万 1,800 円、年収で 38 万 1,600 円の差となります。人口減少時代に、最低賃金が低い地方から高い都市部へ流出し、地域経済の衰退を加速させる要因となっています。

四段目です。

最低賃金の決定は「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」という 3 要素を考慮し決められていますが、最低賃金法第 1 条で「労働者の生活の安定」が規定されており、これは憲法 25 条に規定する生存権に基づくものであり、「事業の支払能力」より労働者の生存権が優先されなければなりません。

六段目です。

私たちが全国 27 の都道府県（4 万 9,000 人超）で取り組んできた最低生計費試算調査では、どこでも必要な生計費は同じで、物価上昇を加味した直近のデータでは 1,700 円、1,800 円の結果が出ていますという生計費に係る水準の御指摘です。

資料 - 154 頁の記の 1 では、中賃の目安額に縛られることなく、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を 1,500 円以上に引き上げることが求めています。

また、同要請に合わせ資料 - 157 頁以降のとおり添付資料がありました。

資料 - 159 頁上段のスライドでは、最低賃金が高い都市部に人口が流出するとの御指摘。

資料 - 161 頁では、政府目標である最低賃金の全国加重平均 1,500 円を達成するには年率 7.3% の引上げが必要。福井県最低賃金が 1,500 円に達するには 2030 年まで掛かるところです。資料 - 162 頁のとおり、最低生計費試算調査では、全国どこでも時給 1,600 円～1,800 円以上が必要との御指摘でした。

以上、これまでに寄せられた要請の紹介でした。

資料 - 1 頁を御覧ください。

局長の挨拶にもございましたが、本年 6 月 13 日閣議決定された「新しいグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」です。

政府方針としては、5 段落目のとおり、地方最低賃金審議会において、これまでの政府全体の取組や各都道府県の賃上げ環境を踏まえ、法定 3 要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論を頂くことを政府方針として明らかにし、加えて、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図るとされたところです。

資料 - 3 頁からは、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」でして、資料 - 5 頁の 3 段落目「最低賃金については」以降の記載内容は「新しいグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」と同じですので、説明は省略します。

次に、資料 - 6 頁、資料 - 7 頁は、「職種別求人・求職賃金情報」の令和 6 年 3 月、4 月分です。当時の福井県最低賃金は時間額 931 円でしたが、パートの求人賃金の下限賃金は 3 月で平均 1,053 円、4 月で 1,062 円でした。

資料 - 8 頁、資料 - 9 頁は、「職種別求人・求職賃金情報」の本年 3 月、4 月分です。福井県最低賃金は、現行の時間額 984 円であり、パートの求人賃金の下限賃金は 3 月で平均 1,105 円、4 月で 1,094 円でした。1 年前と比較して募集金額が上昇していることがお分かりになると思います。

また、パートの求職賃金ですが、希望賃金が 3 月 1,028 円、4 月 1,038 円となっています。

資料 - 10 頁～11 頁は、新規学卒者の初任給情報の前年比較です。

高校卒業の金額を見てまいりますと、資料 - 10 頁は、令和 6 年 3 月で福井県の計が 19 万円でした。資料 - 11 頁は、本年 3 月で、福井県の計は 20 万 1 千円と前年比 5.8% 上昇しています。

本年 3 月での全国との比較では、全国 20 万 3 千円に対し、福井県は 20 万 1 千円でその比率は 99.0% となります。最低賃金は、全国加重平均 1,055 円に対し、福井県最低賃金 984 円ですので、その比率は 93.3% となり、最低賃金の方の開きが大きいことが分かります。

資料 - 12 頁からは、雇用失業情勢です。

資料 - 16 頁、17 頁には、令和 5 年 5 月以降の月別推移を記載しています。

記載の期間には、令和 5 年 10 月、令和 6 年 10 月において福井県最低賃金が改正発効していますが、資料 - 16 頁記載の有効求人数、資料 - 17 頁記載の離職者のうち事業主都合の離職者の推移を見るに、福井県最低賃金の改正による雇用失業情勢への影響は、特段見受けられないと考えております。

資料 - 29 頁を御覧ください。

前回の審議会でもお示ししましたが、世帯別人員別標準生計費から賃金として必要な時間単価を当室で試算した結果です。

これは、令和 6 年 4 月時点の家計調査結果を基にして試算しておりますので、今回は、昨年度福井県最低賃金を改正した令和 6 年 10 月から本年 5 月までの消費者物価率の上昇率を加味した結果をお示しします。

区分 1 人の列を見ていただきますと生計費として 105,570 円が必要であり、これを賃金として収入を得るには税引き前の金額で月額 140,303 円必要であるという試算です。平均的な月の所定労働時間で換算すると令和 6 年 4 月当時で時間単価 1,083 円の賃金が必要だったという試算結果です。

今回は、6 月 26 日に発表された福井市消費者物価指数を基に、令和 6 年 10 月から本年 5 月までの消費者物価指数の平均により上昇率を勘案しますと、区分 1 人では時間単価 1,116 円が必要という結果になりました。現行の福井県最低賃金は、およそ 130 円の開きがあります。

同じように区分 4 人の列を見ていただきますと、家計調査の結果、令和 6 年 4 月時点の生計費として時間単価 983 円必要だったと推定されますが、当時の福井県最低賃金は時間額 931 円であり、これを下回っていたところ、同年 10 月の最賃改正によって時間額 984 円となり、この水準に達しましたが、その後の物価上昇を勘案すると、試算結果である 1,013 円になっているということです。最低賃金と生活費の水準ということでは、以上のとおりとなります。

資料 - 31 頁からは、福井市消費者物価指数です。

資料 - 35 頁に、先に御説明しました令和 6 年 10 月から本年 5 月までの消費者物価指数の平均の根拠を赤字で記載しています。指数としては「総合指数」により試算しています。

資料 - 40 頁からは、令和 6 年消費者物価指地域差指数をお示ししました。

資料 - 49 頁では、各指標の都道府県別のランクを示しています。「総合」の指標において、福井県は 16 番目に高いとなっています。

内訳では、「食料」は全国で 3 番目に高く、「家具・家事用品」は全国 1 位、「保健・医療」「教育」は全国 9 位となっています。

資料 - 56 頁からは、毎月勤労統計地方調査結果です。

資料 - 60 頁に、規模 5 人以上の時系列表を示しました。

一番上の賃金の動きを示す表を御覧ください。左半分は、現金給与総額、右半分はきまって支給する給与が記載されています。現金給与総額の実質賃金は、直近の本年 4 月では前年同月と比べ +1.1% となっていますが、3 月から連続して実質賃金が上回っていることが分かるところです。

きまって支給する給与では +0.4% に留まっており、中段の労働時間の動きを見るに所定外労働時間の対前年比の影響が大きいと思われます。

1 頁戻っていただいて資料 - 59 頁、雇用の動きです。

折れ線グラフの青実線は常用労働者数対前年同月比であり、令和 7 年 1 月より常用労働者数がプラスで推移している。令和 6 年 10 月以降パートタイム比率が 29.8% まで低下してきています。

資料 - 93 頁を御覧ください。福井県の鉱工業指数です。

資料 - 97 頁以降では、生産指数、出荷指数、在庫指数について業種分類毎に示されています。特定最低賃金の関係で動きを見ていただければと思います。

特定最低賃金の「紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金」につきましては、業種分類で「繊維工業」の細分類「化学繊維・紡績」「織物」「染色整理」の 3 業種が該当業種となりますので、御確認ください。

また、「繊維機械、金属加工機械 製造業最低賃金」につきましては、資料 - 93 頁の表中「生産用機械工業」が該当業種となります。

「電気機械器具製造業（略称）最低賃金」につきましては、資料 - 93 頁の表中「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」の 2 業種が該当業種になります。

資料 - 103 頁につきましては、財務省北陸財務局福井財務事務所による「福井県内経済情勢」です。

資料 - 103 頁上段の囲み記事のとおり、「県内経済は、北陸新幹線の県内開業効果が引き続きみられるなか、緩やかに回復しつつある。」とされています。

資料 - 105 頁を御覧ください。「百貨店・スーパー販売額」の資料で、全国、北陸、福井の比較がございますので、同じく特定最低賃金「百貨店、総合スーパー最低賃金」の動きの中で御確認ください。

次に、資料 - 138 頁です。福井県経営者協会発表の「2025（令和 7）年度 賃金改定調査について（中間報告）」です。46 社の賃上げの平均は、単純平均で 4.77%、昨年の 3.64% と比べ、1.13% 上昇ということです。100 人未満の集計では、賃上げ率は 4.21% です。また、賃上げによる影響については、「良い影響を期待している」が 73.9%、「どちらとも言えない」が 26.1%。「悪い影響を懸念している」はゼロとなっています。

また、資料下には、参考として令和 5 年度、令和 6 年度の最終報告が記載されています。御覧いただいている資料は中間報告ですが、いずれも最終報告を上回っているという結果です。

○井花会長

ただいまの事務局からの説明について、皆様から御質問、御意見はありませんでしょうか。

○中澤委員

資料 - 9 頁の「職種別求人・求職賃金情報」の「製品検査（金属を除く）」に係るパートの「求職賃金」、「希望賃金」額が 945 円で、最低賃金を下回っています。これは求職者の希望賃金で、採用後は最低賃金以上の賃金になるという理解でよろしいでしょうか。

○木村賃金室長

御指摘のとおりです。

○井花会長

ほかに、委員の皆様から御質問、御意見はありませんでしょうか。

〈質疑、意見のないことを確認〉

○井花会長

資料については、今後の審議に用いることから、質疑があれば確認してまいりたいと存じます。

ほかに、委員の皆様から御発言があればお願いします。

（質疑、意見のないことを確認）

○井花会長

最後に、事務局から、今後の日程の確認をお願いします。

○木村賃金室長

専門部会委員の推薦期日は、7 月 18 日（金）です。

また、第 1 回福井県最低賃金専門部会につきましては、7 月 31 日（木）13 時 30 分～、場所は福井市宝永にあります国際交流会館 2 階第 1・第 2 会議室を予定しております。

次回、第 521 回本審（目安報告）につきましては、7 月 31 日（木）15 時 00 分～、場所は福井市宝永にあります国際交流会館 2 階第 1・第 2 会議室を予定しております。開催通知は、改めて郵送させていただきます。

7 月 31 日時点において、中央最低賃金審議会から目安の答申が出ていない場合であっても、それまでに開催された中央最低賃金審議会目安小委員会の資料や当局が実施しました最低賃金に関する基礎調査結果を報告させていただきます。

目安が遅れて出た場合については、目安答申の伝達を、その後の福井県最低賃金専門部会において実施させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

福井県最低賃金専門部会委員の方は、7 月 31 日（木）13 時 30 分～専門部会、引き続き 15 時 00 分～本審の予定となります。

説明は、以上です。

○井花会長

ありがとうございました。

以上で、本日の審議会は閉会とします。

(閉 会)